

性の多様性が認められる社会になるために

—同性婚をアメリカとの比較から考える—

加 藤 夏 実

目次

はじめに

1. 日本の同性婚に対する制度の現状
 - 1.1 同性パートナーシップ制度とは
 - 1.2 同性パートナーシップ制度の浸透率と効果
 - 1.3 同性パートナーシップ制度の課題点
2. 日本の家族・結婚制度
 - 2.1 家族制度
 - 2.2 結婚制度
 - 2.3 事実婚
3. アメリカの同性婚に対する法制度の概要
 - 3.1 同性婚に対する制度の現状
 - 3.2 同性婚に対する制度の変遷
 - 3.3 同性婚に対する制度の浸透率と効果
4. 性の多様性が認められる社会になるために
 - 4.1 同性婚の必要性
 - 4.2 日米の同性婚に対する反対意見
 - 4.3 日本における同性婚のあるべき姿

おわりに

参考・引用文献

はじめに

メディアにはじまり、日本では「LGBT ブーム」が巻き起こっている。しかし、私は、セクシャルマイノリティだという人と日本で実際に出会ったことがない。これは、社会が性の多様性に寛容になっているようだが、実際には差別・偏見がまだまだなくなっていないことの現れだと感じた。そこでセクシャルマイノリティに対する差別をなくしたいと調べていると、現在日本で同性婚は法律上認められていないことがわかった。私は、性別にかかわらずすべての人が法律上で同じ権利を認められていないと、差別はなくなるのではないかと考えた。そこで、セクシャルマイノリティの中でも同性婚に焦点を置き、性の多様性が認められる社会について考察したいと思い、このテーマを設定した。

本論文では、今後日本で同性愛者のための婚姻制度がどのようにあるべきかを考察することを目的とする。また、同性婚に対する制度だけでなく日本の結婚・家族制度や社会環境についてもまとめ現在の日本社会を見直すことで、セクシャルマイノリティに対する差別解消につながるのではないかと考える。そして、アメリカの同性婚を比較対象として挙げていく。なぜなら、アメリカではキリスト教信者等による根強い保守派がいたものの同性婚が法律上認められたこと、そしてその変遷は各州から全州へと広がったこと、これらが現在の日本の参考になると考えたからだ。まず第1章では、日本の同性婚に対する制度の現状を整理し、その成立までの過程や効果、問題点をまとめる。続く第2章では、日本の結婚・家族制度や社会環境についてまとめる。その後の第3章では、アメリカの同性婚に対する制度についてまとめる。最後の第4章では、日本とアメリカの同性婚に対する考えや制度を比較し、日本での同性愛者のための婚姻制度がどのようにあるべきかを考察していく。

1. 日本の同性婚に対する制度の現状

1章では、日本の同性婚に対する制度の現状を整理する。そして、その成立までの過程や効果をまとめ、日本における問題点を明らかにする。なお、本章について、エスムラルダほか編（2015）、同性婚人権救済弁護団（2016）を主に参考にしながらまとめていく。

1. 1 同性パートナーシップ制度とは

本節では、日本の同性婚に対する制度の概要を述べる。

現在日本には同性婚に対する法律はなく、東京都渋谷区、世田谷区、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市、北海道札幌市、福岡県福岡市、大阪府大阪市、東京都中野区という9つの自治体における同性パートナーシップ制度が存在している¹。そこで、一番初めに成立した渋谷区と世田谷区のものを中心に制度の内容とその成立過程について述べていく。

日本の自治体における制度の内容

まず、各自治体における制度の内容についてエスムラルダほか編（2015）、同性婚人権救済弁護団（2016）を参考にしながら述べる。

渋谷区の制度は、2015年3月31日に可決された「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に基づき、区が「渋谷区パートナーシップ証明書」を交付するというものである。具体的に「渋谷区パートナーシップ証明書」とは、「パートナーシップ」を「男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係」と定義し、二人がパートナーシップの関係にあることを確認して証明するもののことである。同年11月5日より交付が開始された。対象となるものは、双方が渋谷区内に在住かつ渋谷区に住民登録がある20歳以上の同性カップルである。互いを後見人とすることという任意後見契約と、共同生活に関する合意があることという合意契約に係る二種類の公正証書、さらには双方の戸籍謄本の提出が必要である。発行までには約1万5000円以上の費用がかかる。そして、あくまで区議会で決定される条例であり、法律上の効果はない。しかし、同性パートナーとも家族として区営住宅に入居できる他、病院や不動産の窓口で家族として扱ってもらえる等の効果が期待されている（東ほか編 2016:96）。また、財産分与や実態上の扶養、相続については、契約書等によって権利義務が発生することがある（エスムラルダほか編 2015:121）。

世田谷区の制度は、「世田谷区パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱」に基づき、区が「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付するというものである。この要綱では、「同性カップル」を「お互いを人生のパートナーとして生活を共にしているか、これから共にすることを約束した同性（戸籍上の性が同じであること）の2人」と定義しており、同性カップルであることを区長に対して宣誓することができる。対象となるものは、双方が渋谷区に在住、もしくは一方が世田谷区に在住、他方も世田谷区に引越し予定の20歳以上の同性カップルである。渋谷区とは異なり、公正証書や戸籍謄本の提出は求められず、手数料はかからない。そして、渋谷区の条例とは異なり、世田谷区は区長の権限で策定される要綱であるが、いずれにしても法律上の効果はない。

その他は、三重県伊賀市が「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度²、兵庫県宝塚市が「宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップ宣誓書受領証」を交

¹ Bianista <http://lez-catch.com/japan1> (2018.11.17)

² 三重県伊賀市『伊賀市パートナーシップ宣誓制度について』
www.city.iga.lg.jp/0000001114.html (2018.11.17)

付する制度³、沖縄県那覇市が「那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱」に基づく「那覇市パートナーシップ登録証明書」を交付する制度⁴、北海道札幌市が「性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓制度」に基づく「宣誓書」を交付する制度⁵、福岡県福岡市が「福岡市パートナーシップ宣誓制度」に基づく「受領証」を交付する制度⁶、大阪府大阪市が「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」に基づく「受領証」を交付する制度⁷、東京都中野区が「中野区パートナーシップ宣誓」に基づく「受領証」を交付する制度⁸を実施している。

日本の自治体における制度の成立過程

次に、各自治体における制度の成立過程について述べる。

まずは、渋谷区での同性パートナーシップ制度についてエスムラルダほか編（2015）、杉浦ほか編（2016）を参照する。2012年6月8日の渋谷区議会第2回定例会にて長谷部健区議（当時）が「渋谷区は、区在住のLGBTの方にパートナーとしての証明書を発行してあげてはいかがでしょうか。」と発言し提案したことから公の場にてセクシャルマイノリティに対する制度擁立への動きが始まった。その後議会にてしばらく動きはなかったが、2013年6月の区議会第2回定例会にて、岡田マリ区議が2012年の長谷部区議の発言に触れつつ「LGBTパートナーシップの証明書について（中略）配慮が可能になるような仕組みを提供してほしい」と発言し、パートナーシップ証明書の発行やセクシャルマイノリティに対する配慮・支援を求めた。この質問に対し桑原敏武区長（当時）は、前向きに検討することを回答した。そして、2014年7月には「渋谷区多様性社会推進条例の制定に係る検討会」（仮称）が設置された。桑原区長（当時）が検討会の立ち上げを決めたのは、パートナーシップ証明やLGBTの問題に対し区としてどのような解決策や支援策が提示できるのか、自身ではその答えを持っておらず、複数の人に客観的に考えてもらう必要があると考えていたからである。そして、9回にわたって議論が行われたのち、2015年3月31日に「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が可決成立した。検討会の議論では、当事者のヒアリング調査、カップルとして認める基準の検討、婚姻届けに近い性格を持たせるにはどうすべきかについて、弁護士や民法の研究者などの意見を交えながら話し合われた。

その後、「渋谷区男女平等・多様性社会推進会議」が発足し、条例の具体的な施行方法、

³ 兵庫県宝塚市『宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱について』
www.city.takarazuka.hyogo.jp/kyoiku/jinken/1021192/1022571.html （2018.11.17）

⁴ 沖縄県那覇市『那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱』
www.city.naha.okinawa.jp/cms/kakuka/heiwadanjo/center/rainbow/partnershiyoukou.pdf （2018.11.17）

⁵ 北海道札幌市『札幌市パートナーシップ宣誓制度』
www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/lgbt/seido.html （2018.11.17）

⁶ 福岡県福岡市『福岡市パートナーシップ宣誓制度の手引き』
www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/62792/1/pss_toriatsukai.pdf （2018.11.17）

⁷ 大阪府大阪市『大阪市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱』
www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000439938.html （2018.11.17）

⁸ 東京都中野区『中野区パートナーシップ宣誓・宣誓書等受領証交付を実施します。』
www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/101500/d026072.html （2018.11.17）

運用規則、制度は憲法違反であるという批判的意見や報道への対処等について話し合われた。これらの話し合いののち、10月23日に「渋谷区パートナーシップ証明書の案内」を配布し、同性パートナーシップ制度に関する詳細を発表した。そして、同月28日に証明書の発行受付を、11月5日に交付を開始した。

次に、世田谷区での同性パートナーシップ制度についてエスムラルダほか編(2015)を参照する。制度擁立の動きよりも前から、2003年4月にセクシャルマイノリティである(男性として生まれたが女性である)と公表して当選した上川あや議員は、区のセクシャルマイノリティ支援につながる質問や提案を行ってきた。具体的には、区の行政書式から不要とされる性別欄の削除、性同一障害特例法の成立による条例改正等である。そして、2007年3月に発表された性に起因する差別や偏見をなくしていくことを目標とする「世田谷区男女共同参画プラン」に対して「性的少数者への理解促進」を提案し、盛り込まれることとなった。2012年4月には、それまで人権専門所管がなかった区役所の生活文化部内に、人権・男女共同参画担当課が設置され、セクシャルマイノリティに対する相談窓口が設置されることとなった。また、2014年3月に策定された「世田谷区基本計画」では「多様性の尊重」が謳われ、「性的マイノリティを差別せず、その理解を促進しなければならない」と明記された。向こう10年間に区が取り組む施策の方向性を明らかにする基本計画にこの内容が盛り込まれたことは、のちの要綱策定の強力な裏付けとなった。

これらの施策が行われたにもかかわらず、実際に制度等で同性カップル間のパートナーシップを認めようという動きは見られなかった。なぜなら、実際の同性カップルの存在が明らかになっていなかったからである。今まで区に対して同性愛者から何らかの意見や苦情、要望が寄せられたことがなかったのだ。上川議員は、議員の心や行政を動かすには、区内に同性愛者や同性カップルが存在すること、パートナーシップを認める制度にニーズがあることを目に見える形で提示する必要があると考えた。また、2014年10月には、20歳以上70歳未満の区民3000人に対し「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」が実施された。その中で、「性的マイノリティへの方々への人権を守る啓発や施策について、必要だと思いますか」との問いに対して、全体の7割が「必要だと思う」と回答した。この現状も踏まえ、2015年1月末、「世田谷ドメスティック・パートナーシップ・レジストリー」が発足した。はじめは「パートナーシップ制度」に対し異なるイメージや期待・疑問を抱いていたメンバーだったが、活動を重ねていくうちに共通の課題意識を持つようになり、同年3月上旬までに区に「同性カップルを含む『パートナーシップの公的承認』に関する要望書」を提出することを前提として動き出した。そして、3月5日区役所を訪れ要望書を提出した。これには要望に加えて、メンバーがこれまでに直面した問題・理不尽な経験や切実な思いも記された。そして、このことが契機となり、同年4月から区内にプロジェクトチームが発足され、要綱の策定が行われた。世田谷区では、渋谷区のように「条例」ではなく、「要綱」とした。なぜなら、要綱のほうが区長の裁量で判断して時間をかけずに手続きができるからだ。渋谷区の条例について報じられた際、連動して施策を行うことが効果を上げることに繋がると考えていた。そのため、時間がかかる条例化ではタイミングを逃しかねなかったのだ。また、保守系議員の議席が多いため、いきなり条例化(立法)を目指すより行政実務によって実現させるほうが区の現状に合っていると考えられたからだ。

その後、同年7月に「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱案」が区議

会に報告された。この要綱案が作られる過程で、制度や書類に少しでも社会的信用が伴うようにとくにこだわられた点は、「宣言」ではなく「宣誓」とすることである。「宣言」とは、立場や意見、方針などを広く表明することを意味する。したがって、当事者たちにセクシュアリティの告白を行政が強いることになると考えられた。そのため、「自分たちの言っていることは真正である」という意味の「宣誓」にすることで信頼性が高まると考えられた。さらに、「取扱い」という言葉が入ることで「行政実務である」ことが明確にされた。そして、同年 11 月 15 日からパートナーシップ宣誓書の受付および受領証の交付を開始した。

この渋谷区と世田谷区に続いて、2016 年 4 月 1 日に三重県伊賀市、同年 6 月 1 日に兵庫県宝塚市、同年 7 月 8 日に沖縄県那覇市、2017 年 6 月 1 日に北海道札幌市、2018 年 4 月 2 日に福岡県福岡市、同年 7 月 9 日に大阪府大阪市、同年 8 月 20 日に東京都中野区が制度の運用を開始している。

以上が、日本における同性パートナーシップ制度の概要である。「条例」「要綱」や発行手数料、必要書類等各自治体で違いはある。しかし、渋谷区と世田谷区は共通して、性的指向の違いを尊重し、それを理由に差別されることのない社会の表現、そして、異性カップルに与えられている様々な権利義務が同性カップルにないこと、両者の差を少しでも埋めることを目指している（杉浦ほか編 2016:137-138）。そのために、渋谷区はこの条例がめざす社会の推進について顕著な功績をあげた区内の個人や事業者を表彰し（第十三条）、その推進を阻害するふるまいに対して指導や是正勧告をする（第十五条）ことで、同性カップルに対する必要な配慮がなされる地域を作ろうとしている（杉浦ほか編 2016:138）。一方で世田谷区は、異性カップルという単位に提供されている行政サービスを洗い出し、そのうちのどれが区長や行政の判断で同性カップルに適用できるのかを検討している（杉浦ほか編 2016:138）。方法は違うが目指している方向が同じであるということは非常に重要である。他国では同性パートナーシップに限らず同性婚が認められている中、セクシャルマイノリティが社会的に否認されてきた日本において、同じ方向を目指しパートナーシップ制度を実施する自治体の普及に今後も努めていく必要がある。

1. 2 同性パートナーシップ制度の浸透率と効果

次に、本節では、同性パートナーシップ制度の浸透率と効果について考察していく。前節で述べたように、同性パートナーシップ制度は 2015 年に渋谷区と世田谷区で始まりその後徐々に広がり、全国のいくつかの市でも開始されることとなった。まだまだ数は少ないが、渋谷区と世田谷区が開始したことによるプラスの効果・影響はあったといえる。

制度の利用者数

渋谷区が 2017 年 11 月 5 日に発表した「渋谷区パートナーシップ証明実態調査報告書」によると、自治体（福岡市、大阪市、中野区はまだ施行されていない）による同性パート

パートナーシップ制度を利用しているカップルは、全国で 133 組である。内訳は、渋谷区 24 組、世田谷区 56 組、伊賀市 4 組、宝塚市 0 組、那覇市 18 組、札幌市 31 組。そして、2018 年 4 月現在渋谷区 28 組、2018 年 8 月現在世田谷区 73 組、2018 年 4 月現在伊賀市 4 組、2018 年 8 月現在宝塚市 1 組、2017 年 6 月現在那覇市 21 組、2018 年 6 月現在札幌市 42 組、2018 年 6 月現在福岡市 18 組、2018 年 7 月現在大阪市 3 組、2018 年 8 月現在中野区 0 組である。⁹このことから、パートナーシップ制度の交付件数は増加傾向にあり、施行している自治体も少しずつだが増えている。ここで、最初に制度を開始した渋谷区と世田谷区を比べる。世田谷区のほうが渋谷区よりも利用者数が多いが、人口も違う（渋谷区＝226,803 人¹⁰、世田谷区＝908,625 人¹¹ 平成 30 年 11 月 1 日現在）。人口における利用者数の割合を比べると、渋谷区＝226,803÷24≒9450、世田谷区＝908,625÷73≒12446 であり、人口における利用者数の割合に大差はないといえる。このことから、「条例」と「要綱」どちらが良いということではなく、その区・市の状況に合わせて選択することが重要であるといえるのではないか。

企業の取り組み

また、同性パートナーシップ制度の開始によって企業でもセクシャルマイノリティに対する取り組みに変化がみられている。たとえば、ソニーが同性のパートナーを持つ社員を育児・介護休暇、結婚祝い金など福利厚生の対象にし、パナソニックは社員向けの行動基準を見直し「性的指向や性別の認識で差別しない」などの表記を加えて同性同士でも結婚に相当する関係を認める方針を固めた。また、マイクロソフトや IBM など外資系の企業でも同性のパートナーを配偶者と同等に扱い、福利厚生制度をそれぞれ適用している¹²。さらに、消費者向けのサービスでは、携帯会社の大手 3 社が同性パートナーへの家族割の適用を行っている。そして、生命保険業界では 10 数社が同性カップルへの死亡保険の支払を認めるようになった。しかし、そのうち複数社のみが世田谷区の受領証も確認書類となるとしており、渋谷区のパートナーシップ条例と世田谷区の受領証とでサービス対象の差もみられる（棚村ほか編 2016:207-209）。

以上から、現在日本において同性カップルのパートナーシップを保障する法律はないが、渋谷区、世田谷区をはじめとして自治体単位での制度が広まってきていることがわかる。そして、前述した二つの調査等から、今後制度を導入する自治体は増えていくのではないかと予想される。さらに、その影響は自治体にとどまらず企業をはじめとした社会にも広がっている。セクシャルマイノリティを題材とした映画やドラマが制作されたり、セクシャルマイ

⁹Bianista <http://lez-catch.com/japan1> (2018.12.4)

¹⁰ 渋谷区『住民登録人口 平成 30 年月別人口推移』

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/tokei/jinko/ju> (2018.11.19)

¹¹ 世田谷区『世田谷区内全域の人口と世帯数』

http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/692/694/1888/d00121945_d/fil/ZENIKI2018.xls (2018.11.19)

¹² 日本経済新聞 2016 年 2 月 19 日付朝刊「社員の同性パートナー、パナソニック、社内規定で容認、ソニー、福利厚生の対象、多様性重視の企業増える。」

ノリティを取り上げているテレビ番組も増えてきている。しかし、これらの社会の変化は一步間違えれば新たな偏見や固定観念を生み出すことにもつながりかねない。あくまでも当事者の立場に立つということを忘れずに、まずは制度を導入する自治体を増やし、そのたびに制度やサービスを見直していき、より多くの人に認知されていくことが必要なのではないか。

1. 3 同性パートナーシップ制度の課題点

最後に、本節では、1章1節2節を踏まえて同性パートナーシップ制度の課題点について考察する。同性パートナーシップ制度は、同性婚が法制化されていない日本において、同性カップルの存在を世に認知させ、社会的認識を変える重要な一步である。しかし、この制度は始まったばかりでありまだまだ課題は多い。棚村ほか編(2016:210-218)、東ほか編(2016)、杉浦ほか編(2016)を参照しながら述べる。

制度自体の課題として、パートナーシップの理念型が挙げられる。棚村ほか編(2016:210-218)によると、同性パートナーシップ制度の在り方として「婚姻モデル」と「契約モデル」が想定されるが、現行の制度では「契約モデル」を採用している。なぜなら、婚姻モデルは婚姻同様の効果を認めるために権限や財政、政治的な力関係の問題を含むため困難が多く制定に時間がかかる。そのため、効果は限定的であるものの制定の要件が緩やかである契約モデルのほうが現在の日本において合理的であると考えられているからである。現在の制度では、同性カップルが受けられる社会保障は法律婚をしている異性カップルと比べてきわめて限定的なものである。たとえば、税金の優遇を受けたり(配偶者控除)、確実に同性パートナーに財産を残したりする(相続権)こと、養子縁組を組むことはできない(東ほか編 2016:96)。財産分与に権利を持たせるのならば契約書をつくらなければならない、専門家に頼むとしても自分たちでもある程度の知識を備えておく必要があるといえる。養子縁組は、そもそも日本では法律婚をした異性カップルしか共同で養子縁組をとることができない。また、入院手続きや手術の同意、不動産の入居・購入等に関しては、事業主体者の判断によるため、まだまだ生きやすい社会とは言えない。契約モデルの社会保障レベルを向上させていくか、または婚姻モデルへ移行し同性婚を認めていくかのどちらかを今後検討していかなければ、同性カップルの生活には多くの支障が生じ生きづらさを抱えたままになってしまう。

さらに、渋谷区の制度に関して言えば、婚姻届は無料で提出できるが証明書の申請にはお金がかかることも課題の一つである。婚姻届と違うという点でそもそも不平等であるうえ、お金がかかることが障害となって申請したくても申請できない人もいるかもしれない。また、このことと先ほど述べた契約書作成の大変さをふまえて、このことに関する知識があったりお金があったりする人のほうが制度を利用しやすく、すべてのセクシャルマイノリティに対して平等な制度であるとはいいにくい。

また、人権問題も忘れてはならない。セクシャルマイノリティは、異性愛主義の浸透している日本社会において偏見をもたれ続けている。そのような社会の中で当事者たちは生き

づらさを抱えており、あらゆる場所でいじめや嫌がらせの対象とされている現実すらある。そして、セクシャルマイノリティの存在を無視した法律と社会制度がこのような現状を生み出しているともいえる。日本には、性的指向や性自認を理由とした差別を禁止する法律がなく、同性パートナーシップを交渉し支援する法律や社会制度も全く存在しない。当事者たちが可視化されず社会から排除されているのだ。1990年代半ば以降は、同性カップルが遺言や共同生活の合意書を公正証書として作成することも行われるようになり、当事者らが主体性を持つようになった。そして、セクシャルマイノリティに関する書籍の刊行や意識調査が行われるようになったり、同性パートナーシップ実現を目指す当事者団体が生まれたりした。しかし、これらの動きは社会全体としてみれば部分的なものにとどまっている。国や行政がセクシャルマイノリティを支援する法や制度を定めることにはつながらなかったのだ。渋谷区と世田谷区で開始した同性パートナーシップ制度はセクシャルマイノリティを可視化し社会的認知を加速した。しかし、それだけでなく当事者が受けてきた人権侵害と困難な状況を粘り強く耐え革新を続けてきた当事者たちの努力を評価することも不可欠である（棚村ほか編 2016:210-218）。

以上から、同性パートナーシップ制度には、制度自体とこれらを取り巻く環境の両方に課題があることが分かった。そしてこれらすべてに付随してカミングアウトの問題がある。そもそも、制度を利用するということは自身のセクシャルマイノリティをカミングアウトするということである。しかし、現代の日本社会はカミングアウトしやすい社会とはいえず、制度を利用したくても利用できないという当事者もいるのではないだろうか。まず、より多くの自治体で制度を積極的に導入し認知度を高めていくことで、セクシャルマイノリティに対する偏見を少しずつでも変えていき、そうすることで制度の内容をより当事者に沿ったものへと充実させる。こうすることが制度の更なる進展につながるのではないだろうか。

2. 日本の結婚・家族制度

1章では、日本の同性パートナーシップ制度の現状についてまとめた。本章では、1章で述べたことを踏まえ、そもそも日本における家族制度や結婚制度、異性カップルのパートナーシップとはどのようなものなのかについて整理する。異性愛を前提とした日本社会における制度を整理することで、同性パートナーシップ、同性婚を考える切り口としたい。

2. 1 家族制度

本節では、日本の家族制度について述べる。現在日本には戸籍という制度があり、これにより個人の家族や婚姻などの身分関係を証明している。法務省はこの戸籍を、「人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍

をも公証する唯一の制度」であると述べている。現在の制度や形に至るまでに日本の家族制度は第二次世界大戦の前と後で大きく変化した。そのため、日本の家族制度とはどのようなものであるか、家族制度の変遷とともに述べたい。

戦前は、1871（明治四年）に定められた戸籍法、1899（明治三十二年）に定められた民法が結婚や家族の在り方を大きく規定していた（杉浦ほか編 2016:31）。戸籍法は「戸主を中心のそれとの続柄において家族員を表示する制度」（遠藤 2016:143）と定義されており、国民の把握をすることで治安を維持するという目的のために作られた。そして、戦前の家族制度は家制度と呼ばれており、「家名や家業の存続を重視する規範体系である」と定義することができる。すなわち、家を統率する家長がいて、家業を営み、家に属する財産を跡継ぎに相続させていく、そうすることで家の世代を超えた繁栄を望む、といった家族をめぐる規範群である（杉浦ほか編 2016:31）。この制度の下戦前の旧民法では、家長の地位、家名、財産の家督を長男が独占的に相続すると定め法的な正当性を与えられ、一方で家長以外の家族、なかでも妻の権利や自由はかなり制限されていた。また、明治民法には「妻は夫の家に入る」と明記されており、妻は夫と同居する義務を負い、経済的自由や子供の親権は認められていなかった。さらに妻には姦通罪が適用され離婚理由としてあげられていた。一方で夫の姦通は相手が未婚女性である限り罪に問われることはなく、離婚理由にもならなかった。このような制度の下での結婚は、家の存続のためになされるものにすぎず、女性にとっては従順で安価な働き手となること、男性にとっては他の家族に対する権利と扶養義務を背負うことが結婚の意味であったといえる（杉浦ほか編 2016:32）。このようにして、男尊女卑の考えが日本社会に広く浸透していき、いまもなおその考えが残っているのである。

そして、戦後大日本帝国憲法が日本国憲法に改正され、家族制度も大きく変化した。戦後の結婚や家族に対する理念は、1946年に公布された日本国憲法第二四条に掲げられている。

「両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

ここには、結婚は本人の意思で決めることができること等が書き込まれており、この理念に基づき戸籍法や民法も改正された。そして、個人の尊重、男女平等の理念に反するとして家制度は撤廃された。制度の変化により、実際の結婚でも見合い結婚より恋愛結婚が上回るという自分の意志に基づいた結婚への変化が起きた（杉浦ほか編 2016:34）。また、井上（2010:9）は「単なる家族の形態の変化ではなく、「家族とは何か」「家族とはどのようなものであるのが望ましいか」という理念の大きな変化だった。」と述べている。そして、産業化の進行とともに「父と母と（未婚の）子」を基本単位とする家族である核家族化が進行していった（杉浦ほか編 2016:19）。

以上が、現代の家族制度に至るまでの変遷である。このような変遷をたどり、戸籍の元で現在の家族制度が作られている。変遷から考えると、かつての男尊女卑はなく、個人の意思に基づいた家族制度になっているようである。しかし実際は、跡継ぎとして男の子を望んだり、相続を長男に集中させる慣習が残っている地域があったりなど家制度の名残が完全に社会から消えたわけではない。そして、家制度に基づく考え方・価値観も消えていない。そのため、未婚化や晩婚化、少子高齢化など社会情勢は変化しているのにも関わらず、家族制

度の変化が追いついていないように思える。このことが、日本で同性婚が認められない理由の一つであるといえるだろう。セクシャルマイノリティが生きやすい社会にするためにも、日本の家族制度は今後も変化が必要であるのではないだろうか。

2. 2 結婚制度

次に本節では、現代における日本の結婚制度について、杉浦ほか編（2016）を参照しながら述べる。

杉浦ほか編（2016:22）によると、現在日本において結婚には、一对の男女カップルに限られて、役所に届出をし法的に夫婦と認められた関係である「法律婚」、届出はしていないものの生活の実態において夫婦と認められる関係である「事実婚（内縁）」がある。諸外国ではこれらに加えて「同性婚」が認められているところがある。そして、現代日本では最初に挙げた法律婚が主流となっている。この法律婚によって様々な権利や義務が生じ、社会保障や社会的保護を受けることが可能となっているのだ。たとえば、配偶者控除、共同親権、特別養子縁組の権利、財産の継承等が法律により定められており、他にも企業による福利厚生としての配偶者手当や医療保険等がある。生殖技術の利用は現在事実婚カップルにも認められているが、高額の不妊治療の費用を補助する自治体のほとんどは大賞を法律上の夫婦に限定している（杉浦ほか編 2016:23-24）。また、他の親族や第三者との間に起こる利害関係や、二人の関係の平等性を調整するうえで、法律婚の仕組みは非常に重要な役割を果たしている。

しかし、近年結婚しない人が増えている未婚化や結婚する年齢が遅くなっている晩婚化が進行している。厚生労働省（2017）¹³によると、2017年の婚姻率は4.9%である。5年ごとの推移をみると、2002年は6.0%、2007年は5.7%、2012年は5.3%と減少傾向にある。また、厚生労働省（2017）¹⁴によると、2017年の平均初婚年齢は、夫が31.1歳で妻が29.4歳である。過去の推移をみると、1995年は夫が28.5歳で妻が26.3歳、2005年は夫が29.8歳で妻が28.0歳であり、婚姻初婚年齢は上昇傾向にあるといえる。以上から、数値から見ても未婚化・晩婚化は進行しており、そのペースも早いといえる。未婚化・晩婚化が進行している理由を以下で述べていく。

国内の結婚、出産、子育ての現状と課題を調べるために夫婦・独身者への意識調査を行っ

¹³ 厚生労働省，2017，『平成29年（2017）人口動態統計の年間推計』

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai17/dl/2017toukeihyou.pdf>
(2018.10.11)

¹⁴ 厚生労働省，2017，『平成29年（2017）人口動態統計月報年計（概数）の概況』

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai17/dl/kekka.pdf>
(2018.10.11)

ている国立社会保障・人口問題研究所の調査¹⁵を参照する。2005 年と 2015 年の結果を比べると、結婚する意思を持つ男性は 87.0%から 85.7%、女性は 90.0%から 89.3%にわずかながら減少している。一方で、生涯未婚の意思を持つ男性は 7.1%から 12.0%、女性は 5.6%から 8.0%に増加している。以上より、結婚への意思は若干減少しているもののいまだ高い水準であるが、未婚への意思は増加しており、さらに前者よりも後者のほうが高い割合で変化していることがわかる。

また、同研究所（2015）は結婚の利点と独身の利点、そして結婚への障害と独身でいることの理由も調査している。結婚の利点は、多い順に「自分の子どもや家族をもてる①」「精神的安らぎの場が得られる②」「親や周囲の期待に応えられる③」「愛情を感じている人と暮らせる④」が挙げられている。しかし、①や③が 1987 年の調査からほぼ一貫して増加しているのに対し、②④といった安心や愛情等情緒的な側面は減少傾向である。また「経済的に余裕がもてる」という理由が女性では四番目に高く割合も年々増加している、一方で独身の利点は、「行動や生き方が自由」が圧倒的に多い。次いで「家族扶養の責任がなく気楽」「金銭的に裕福」が比較的多く挙げられている。これらの傾向は 1987 年の調査以降ほとんど変わっていない。また、結婚意思のある未婚者が考える結婚の障害の理由としては「結婚資金」が一番多い。加えて「結婚のための住居」「職業や仕事の問題」が増加し、「親の承諾」「親との同居や扶養」は減少している。さらに、独身を選択する理由を年代別でみると、18～24 歳では「（結婚するには）まだ若すぎる」「まだ必要性を感じない」「仕事（学業）にうちこみたい」が多く、結婚するための積極的な動機がないこと（“結婚しない理由”）が挙げられている。25～34 歳では「適当な相手にまだめぐり会わない」が最も多く、結婚の条件が整わないこと（“結婚できない理由”）へ重心が移っている。また、この年齢層でも「自由や気楽さを失いたくない」「まだ必要性を感じない」と考えている人も多い。

以上から、未婚化・晩婚化が進行している背景として人々の意識の大きな変化がみられる。具体的には、安心・愛情等の他人との結びつきよりも、個人の自由を優先したいという考えの人が増えているのではないだろうか。また、そもそも人々が考える結婚に適した年齢が上がってきている。そのため、晩婚化が進行し、年をとっても若い頃の自由さが心地よく失いたくないと思ったり相手にめぐりあう機会を逃したりし、未婚化につながっているのではないだろうか。また、経済面も考え方に大きく影響を与えており、経済格差といった社会問題も絡んでいるように思える。

これらのことから、現代日本において結婚への意識・考え方は大きく変化しているのにもかかわらず、現在ある結婚制度が現状に伴っていないことがわかった。自由な選択肢が増え結婚が“個人の選択肢”になっている。このことから異性愛にのみ限られていることは見直さなければならない問題ではあるといえるのではないだろうか。

¹⁵ 国立社会保障・人口問題研究所『現代日本の結婚と出産：第 15 回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書』

2. 3 事実婚

最後に、1・2節では法律婚を中心に述べてきたが、本節では新たなパートナーシップの形である事実婚について、今井ほか編（2015）、杉浦ほか編（2016）を参照にしながら述べる。

事実婚とは、自らの主義主張にしたがって意図的に届出を出さない人々の関係や生活のことである。事実婚とは同棲や内縁とは異なる概念として、1980年代後半から多用されるようになった。また、事実婚カップルは法律婚への移行に必ずしも積極的ではなく、長期間または生涯届出をしないとされる。なかには、自分たちの関係や生き方が「事実上の結婚」とくくられることに違和感をもつため「結婚している」という意識を持たない人もいる（杉浦ほか編 2016:52-53）。

では、事実婚と法律婚の大きな違いは何か。それは法的扱いである。事実婚だからといって法律の外に置かれているわけではなく、事実上夫婦と同様の生活をしているカップルには法律婚に準じた関係であるとして一定の法的保護が与えられてきている。具体的には、扶養手当や健康保険、遺族年金の受給権、慰謝料請求など。しかし、これらだけではパートナーとして生活していくには不十分である。必要最低限以上の法的保護を受けたい場合には公正証書を作成し、事実婚をしていることを証明しなければならない。さらに、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に当てはまるかどうかは、裁判所・行政が個別具体的に判断している。そのため、必要最小限の法的保護が受けられないこともあるのだ。つまり、事実婚のカップルにはどのような法的保護が与えられるのか、どのようなカップルが事実婚としての法的扱いを受けることができるのかは一概には決まっておらず、法律婚のカップルであればどのような生活であるのかは関係ないのに対し、事実婚のカップルは個々のカップルの状況により判断されなければならないのである（杉浦ほか編 2016:56-58）。

また、1992年11月から93年2月にかけて行われた非法律婚カップルを対象にした調査¹⁶によると、婚姻届を出さず事実婚を選択する理由として、「夫婦別姓を通すため」「戸籍制度に反対」「性関係はプライベートなことなので、国に届ける必要性を感じない」「性別役割分業から解放されやすい」等が挙げられた。実際、事実婚という選択が広く知られるようになったのは結婚により改性を強いられることに疑問をもった女性たちが起こした「夫婦別姓」を求める運動を通してであった。改性により仕事面で不利益が生じたり、手続きが大変であったり妻／夫の役割に押し込められやすくなり、夫婦別姓を求めたのである。

さらに、総合婚活サービスの株式会社IBJが2016年6月に行った意識調査¹⁷によると、事実婚を「認めるが自分はしたくない」と回答した男性は55%、女性は77%、「認める。自分もしたい」と回答した男性は24%、女性は12%、「認めない」と回答した男性は21%、女性は11%であった。男女の過半数以上が事実婚を認めているものの自身はしたくないと考えている。「認めるが自分はしたくない」と回答し

¹⁶ 善積京子『＜近代家族＞を超える—非法律婚カップルの声』青木書店 42頁

¹⁷ 株式会社IBJ「事実婚についての意識調査レポートを発表いたしました」

<https://www.ibjapan.jp/information/2016/07/post-147.html> （2018.12.12）

た理由として、「様々な愛の形はあっても良いが、自分はケジメで結婚したい」「子供がかわいそうだから」「控除が受けられないから」等が挙げられた。また、「認めない」と回答した理由としては、「籍を入れていないのはケジメがないから」「婚姻届だけ出さない理由がわからない」「世間体があるので」「入籍していないと公には夫婦でない」等が挙げられた。これに対して「認める。自分もしたい」の理由では、「形式にこだわらない」等法律婚という形式にこだわらず自由なパートナーシップの形を求める声が挙げられた。この調査結果から、寛容な姿勢を示す人が過半数以上いる一方でその多くが他人事として考えており、結局のところ世間体や道徳観に縛られていることが分かった。さらに、法律婚だけが夫婦であるという考えを持っている人も少なからず存在していた。

以上から、事実婚を選択することは性別役割分業や戸籍に基づく従来の価値観に縛られることない自由なパートナーシップを構築することができる。しかし、一方で法的保護に制限が生じ、保護を受けるためには第三者に法律婚のカップルと同様であるかどうか判断されなければならないことがわかった。さらに、事実婚のカップルが法律婚へ移行するきっかけとして、妊娠があり、これは婚外子への偏見が社会にあるためである（杉浦ほか編2016:54）。自由なパートナーシップを構築したいというのが当事者の想いであるのに、これでは結局枠にはめられたパートナーシップの形になってしまうように感じた。なんでもよしとするのは違うかもしれないが、法律も社会の変化に合わせて見直さなければならないのではないだろうか。そしてそれに合わせて世間の「当たり前」も見直すべきである。また、事実婚においても異性愛を前提とした考え方や社旗保障のあるべき姿を見直さない限り、セクシャルマイノリティが生きやすい社会にはならないのではないだろうか。

3. アメリカの同性婚に対する法制度の概要

1章、2章では日本のパートナーシップ制度やそれに伴い家族・婚姻制度について述べてきたが、本章では日本との対比例としてアメリカを挙げ、同性婚に対する法制度について考察していく。アメリカは、キリスト教信者等による根強い保守派がいたものの同性婚が法律上認められ、そしてその変遷は各州から全州へと広がった。これらが日本の現状と重なり参考にできるのではないかと考える。

3. 1 同性婚に対する制度の現状

本節では、アメリカの同性婚に対する制度の概要を述べる。杉山（2016）、同性婚人権救済弁護団（2016）を参照しながら述べていく。

まず、現状について述べる前に、アメリカの法制度について述べる。アメリカは連邦制を

採用しており、連邦議会が制定する連邦法と、各州の議会が制定する州法がある。連邦法が定めることができる事項は合衆国憲法によって限定されていて、それ以外の事項については各州が決める。この中で、婚姻に関する法律は各州が決める事項とされている。

米国最高裁判決

次に、同性婚が合法化された成立過程について述べる。2015 年 6 月 26 日にアメリカ連邦最高裁判所が同性婚を認めていない州の州法を合衆国憲法に照らし違憲とする判決を下した。この判決までに、37 州と首都ワシントンが同性婚を容認し、13 州が禁止していた。この判決では、判事 9 人のうち 5 人が法の下での平等を保障する合衆国憲法十四条などを根拠に、同性婚は認められるべきだと判断した。アメリカでは最高裁の憲法判断は即時に効力を持つ。そのため、現在アメリカでは同性婚が合法化されているのである。

また、アメリカにおいて養子縁組は同性婚にも認められている。そのため、アメリカでは同性カップルも子どもを持つことができるのだ。

3. 2 同性婚に対する制度の変遷

次に、本節では、アメリカの同性婚に対する制度の変遷を述べる。杉山（2016）、同性婚人権救済弁護団（2016）を参照しながら述べていく。

いまでこそ市民権を得たセクシャルマイノリティだが、かつては病気扱いされ、構造的に差別されていた。とくに 1950～60 年代、同性愛者たちはあからさまな迫害を受けていた。ハリウッド映画における同性愛を取り上げることの禁止や、公務員や職員が同性愛者であることを理由に解雇されるなど。また、すべての州において「ソドミー法」という同性間の性交渉を禁止する法律が制定されていた。このような状況の中、1969 年 6 月、同性愛者たちがストーンウォール・イン（ニューヨークのグリニッジ・ビレッジにあるゲイバー）への警察の家宅捜査に対して、警察官をビール瓶で殴るなどして抵抗した大暴動が起きた。このことを機に、同性愛者の人権拡大を求めるゲイライツ運動がはじまった。1970 年代より同性婚を求める訴訟も提起され始めた。当時の裁判所は、婚姻とは「男性と女性の結合」を意味するため同性カップルが婚姻できないのは当然であるとして同性婚を認めないことは問題ないと判断したものの、1973 年には米国精神医学会が精神疾患リストから同性愛を削除すると決定し、ゲイだと公表して当選する政治家も現れ始めた。1980 年代にはエイズ危機が勃発し、多くのゲイ男性が犠牲になった。そのためアメリカ連邦最高裁判所は、ソドミー法の合憲性を争う訴訟にて、「だれにも同性愛行為を行う権利がある」という主張を退けた。その一方で、危機への対応を通じてゲイとレズビアンとの連帯が深まりゲイライツ運動は加速していった。1990 年代に入ると、「ドメスティック・パートナーシップ制度」という事実婚状態の同性カップルらに限定的な法的保護を与える制度を導入する自治体が増えた。その一方で、人種や中絶、移民、同性愛といった問題に保守的な立場を貫く宗教右派の攻撃が強まり、反同性愛といった内容の住民投票が各地で有権者の支持を得た。

このように一進一退を繰り返していた中でとくに契機となった出来事は、1993 年にハワ

イ州の最高裁判所が「同性婚を禁止することは州憲法に違反していると推定される」という判決を下したことである。結果として危機感を抱いた保守派団体が強力な運動を展開し、1996年には「結婚防衛法（以下、『DOMA』とする）」が連邦議会で可決されてしまった。このDOMAは、①連邦法において「婚姻」「配偶者」の定義を異性カップルに限定し、②ある州で同性婚が認められても、他の州はそれを認める義務はないというものである。1節で述べたように、アメリカにおいて婚姻の法的効果等については各州の管轄である。そのため、DOMA自体は同性婚を禁止する法律ではないが、連邦法の管轄である健康保険、年金、相続等において、同性の配偶者は権利が認められないこととなった。しかし、この出来事によりゲイライツ運動家たちは勢いづき、法廷闘争に力を注ぐようになった。そして、2003年6月にアメリカ連邦最高裁判所は、ソドミー法を違憲とする判決を下した。さらに、同年11月には同性婚を求める当事者が訴訟を提起したことにより、マサチューセッツ州の裁判所が全米ではじめて同性婚を認めた。これに対し保守勢力は再び反発し、多くの州で同性婚を禁止する州憲法修正案が承認されていった。この中で行われた2004年の大統領選では同性婚も焦点となり、大量の宗教保守票がブッシュ大統領に流れた。

このような動きの中、世界各地ではデンマーク、オランダ、ベルギー、スペイン、カナダ、南アフリカと、同性婚を認める国が次々と出ていた。さらに、2006年7月LGBTの権利の擁護などを目的とした「モントリオール宣言」が採択され、同性婚や登録パートナーシップ制度の必要性が盛り込まれた。

そして2013年6月26日、連邦最高裁はDOMAを違憲と判断した。これはエディス・ウィンザーという女性が、同性パートナーが亡くなった際DOMAの規定を理由に相続税の支払いを余儀なくされたため、税の返還を求めて訴訟を提起した裁判である。判決の理由として、①週によって婚姻と認められているものを連邦が否定し、その価値を損なっていること、②DOMAによって、同性婚の当事者が健康保険、破産法、税法などで不利益を受けていること、③同性婚家庭の子どもが、他の家族として差別されていることなどが挙げられた。

この判決は、同性婚をする権利を連邦最高裁が認めたわけではない。そのため同性婚推進派は、同性婚が認められていない4州で訴訟を提起した。それぞれの州の連邦地裁において勝訴したものの、連邦控除裁判所は各州の事件を併合したうえで逆転敗訴判決を下した。そこで、同性婚推進派は同性婚を認めないことが合衆国憲法に反するか否かの判決を求めて連邦最高裁に上告した。こうして1節で述べた判決となり、全米で同性婚が合法化された。

以上から、全米で同性婚が合法化するまでに、世間に明るみに出た出来事から換算すると約40～50年かかっていることがわかる。長い年月がかかったものの、最後裁判の判決を勝ち取ることができた背景には、諸外国での同性婚容認の動きの活発化と国民意識の急激な変化があるといえる。国民意識の急激な変化に伴い同性婚推進派は訴訟し続けることができたのだ。そして何よりも、当事者が可視化されたことが判決や世論を動かすことに繋がったといえるのではないだろうか。

3. 3 同性婚に対する制度の浸透率と効果

本節では、アメリカの同性婚に対する制度の浸透率と効果を述べる。GALLUP（2017）を参考にしながら述べる。

GALLUP が 2016 年 6 月から 2017 年 6 月に行った世論調査¹⁸によると、アメリカの人口のうち 4.3% が LGBT であるという。これは、同社が 2012 年に行った調査に比べて 3.4% 増加している。そして、大人の LGBT12832 人を対象とした調査で 10.2% が同性婚をしている（2017 年現在）。この数値は、2015 年同性婚が合法化したときに比べて 7.9% 上昇している。また、この 10.2% という数値に対して、いまだ同性が好きであるにもかかわらず異性と結婚している LGBT の割合は 13.1% と多い。しかし、この割合は同性婚が合法化されてから少しずつだが減ってきている。

この結果に関して、若い世代よりも上の世代のほうが同性婚をしている割合は高かった。これは、若い世代がセクシャリティに関わらず結婚する気がまだない人が多いという要因が考えられる。ここで大切なことは、この若い世代が将来結婚を考えるようになった際、セクシャリティを制限されず好きな人と結婚することができる選択肢ができたという点で、プラスの効果があるといえるのではないだろうか。

以上より、全米で同性婚が合法化されたことは、浸透しておりプラスの効果があったといえるのではないだろうか。また、同性婚合法化の前後で LGBT の人口が増えていることから、合法化したことがセクシャルマイノリティだとカミングアウトしやすい社会につながっていると考えられる。

4. 性の多様性が認められる社会になるために

本章では、今までの 3 つの章をふまえ、日本社会において性の多様性が認められるにはどうすればよいか考察する。

4. 1 同性婚の必要性

今までの考察から、わたしは日本でも同性婚を法制化し認めるべきだと考える。なぜなら、まず、1 章で述べたように現在ある同性パートナーシップ制度だけでは社会的な保障が不十分であるからだ。同性パートナーシップ制度自体にも課題はあるが、同性婚を法制化しなけ

¹⁸ GALLUP <https://news.gallup.com/poll/212702/lgbt-adults-married-sex-spouse.aspx>

れば同性愛者は生きづらいままである。次に、日本において家族・結婚の形が変化していることだ。2章で述べたように、異性愛を前提とした制度であるがその制度そのものが現在の日本社会とマッチしていないことが分かった。自由な選択肢が増え結婚が“個人の選択肢”になっているいま、戸籍制度等の社会制度等を根本から変えていくことは難しいにしろ、同性婚を認める必要はあるのではないだろうか。また、3章で述べたように、アメリカにて同性婚が法制化される前後でセクシャルマイノリティの人口が増えている。このことから、同性婚が認められることでカミングアウトしやすい社会に少しでもなると考えられる。

4. 2 日米の同性婚に対する反対意見

本節では、同性婚に対してどのような反対意見があるのかまとめる。アメリカにおいてもどのような反対意見があり、それがどのように覆されて同性婚が認められたかについてもまとめることで、日本の反対意見の誤解を解きたい。

まず、日本ではどのような反対意見があるのだろうか。東ほか編(2016:126-127)によると「同性婚は憲法違反」「同性婚を認めると少子化になる」「同性愛者は子どもに悪影響」「子どもに同性愛を教えると同性愛者になる」と大きく四つある。

同性婚は憲法違反

これは、「憲法 24 条 1 項が同性婚を禁止している」という意見である。憲法 24 条 1 項では、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と定められている。このことから、両性ではない同性どうしの結婚を憲法は禁止している、すなわち憲法を改正しなければ同性婚は認められないと見解されている(同性婚人権救済弁護団 2016:154)。また、2015 年 2 月の参議院本会議の代表質問で安倍首相はこの憲法 24 条 1 項を挙げ、「同性婚を認めるために憲法改正を認めるべきか否かは、我が国の家庭のあり方の根幹にかかわる問題で、極めて慎重な検討を要する」と否定的な見解を示した(杉山編 2016:149)。しかし、この見解は間違っているといえる。まず、憲法 24 条 1 項は、婚姻を異性に限定するとか同性婚が許されないなどと述べているのではない。憲法のその他の条項でもそのようなことを明示した条項はない。また、この条項が定められた当時¹⁹は伝統的な夫婦像である異性婚のみが想定されており、同性婚はそもそも念頭に置かれていなかった。そのため、立法当時に想定されていなかったものが禁止の対象となりうることはないのだ。むしろ、憲法では 13 条で婚姻の自由を保障し 14 条 1 項で平等権を定めており、同性婚を認めないことこそが人権侵害であるといえる。(同性婚人権救済弁護団 2016:154-155)。また、かつてアメリカでも同性婚を認めることは憲法違反であるという反対意見があった。しかし、アメリカでも同性婚を禁止している法律はなく、結果として憲法違反であるとは認められず全米での同性婚合法化に

¹⁹ 第 2 章 1 節参照

至った。このことから、同性婚は憲法違反であるという反対意見は覆すことができるのではないか。

同性婚を認めると少子化になる

この意見は、同性婚を認めれば社会に同性愛者や両性愛者が増え、その結果子どもをもうけて育てる異性カップルが減少するということを前提としているようである。しかし、同性婚と少子化は全く別の問題である。そもそも、同性婚を認めたから同性愛者や両性愛者が増えるというのは理にかなっていない。たしかに、認めることで当事者が可視化され見える存在として数は増加するかもしれない。しかし、これは可視化されたということにすぎず、当事者は以前から存在しているのだ。また、仮に同性婚が法制化されないとしても、同性愛者が分かれて異性愛者と表面上なり異性愛結婚をして子供を産むとも考えにくい（東ほか編 2016:127）。むしろ、同性婚を認めることで子育ての器となるカップルの数が増えると予想できる。もちろん現在日本では同性愛者に生殖補助医療や養子縁組は認められていないためこれらが認められてからの話になるが、認められればむしろ少子化を食い止める方向に働くと考えることができる（同性婚人権救済弁護団 2016:170-172）。そして、2章でも述べたように婚姻制度は子どもをもうけたり育てたりするための制度ではなく、それぞれのカップルの権利を保護するための制度である。したがって、この反対意見も誤解であるといえる。

同性愛者は子どもに悪影響・子どもに同性愛を教えると同性愛者になる

男女それぞれ一人ずつの両親からなる家族が子供を育てるために最もよい環境であり、両性カップルが子育てをすると、子どもの成長にとってマイナスの影響を与えるのではないかという意見もある。しかし、これは間違っているといえる。欧米ではすでに発達心理学分野において実証研究が行われてきている。たとえば、イギリスの発達心理学者ゴロンボクは、人工授精の施術を受けた母親など様々な母親のグループとレズビアンマザーの子育てを比較し有意な差は見いだされなかったとしているし、オランダのハーグ生殖補助医療センターのハンフェルドらは、レズビアンマザーのグループ、異性愛者でかつ人工授精の施術を受けた母親のグループ、異性愛者でかつ自然妊娠した母親のグループを比較したところ、いずれにおいても子どもの心理学的発達等において有意な差異は見いだされないとしている²⁰。さらに、アメリカでは 2011 年 1 月アイオワ州にて匿名の精子提供で生まれレズビアンカップルに育てられた 19 歳の男子学生が、州議会の公聴会にて両親の性的指向が子である自身の人格形成に全く影響がないことを証言した（杉山 2016:162）。このほかにも世界では多数の調査が行われてきており、同性愛の子育てが子どもに悪い影響を与えるとは言い切れない。

また、子どもに同性愛を教えると同性愛者になるという意見についても、誤解であるとい

²⁰ 有田哲子、2006、「Lesbian・mother の子育ては健全か—発達心理学分野の実証研究とそれをめぐる議論」コア・エシックス

える。性のあり方は、教育や育った環境によって「なる」ものではない。異性愛者が気づいたら異性が好きであるように、同性愛者も気づいたら同性がすきなのである。最近テレビ番組でセクシャルマイノリティの特集がおおく行われており、その親が出てくることもあるが、同性愛者の親は同性愛者ではなく異性愛者であるケースをよく目にするであろう。性とは、教えられて「なる」ものではないのだ。

以上から、同性婚に対する主な四つの反対意見は誤解であるということができる。杉山(2016:148)によると、「先進地・米国の同性カップルを取材する中で、日本の現状を説明すると、ある女性が『結婚とは何か、家族とは何かを問い直し始めた二、三〇年前の米国に似ている』と言った。」とある。このように現在の日本は、反対派の勢いもまだありいくつかの州でしか同性婚が認められていなかった頃のアメリカと似ているのではないだろうか。その変遷をたどると反対派を覆し全米で合法化したように、日本においても反対意見を覆して同性婚を法制化することができるのではないだろうか。

4. 3 日本における同性婚のあるべき姿

いままで述べてきたことを踏まえて、日本における同性婚のあるべき姿について考察していく。4章2節で、同性婚に対する反対意見はアメリカを参考にしても、覆すことが可能であるのではないかと考察した。では、覆すことができるとして、具体的に日本は今後どのようにすればよいのだろうか。

まず、同性パートナーシップ制度の普及に努めるべきである。1章で述べたように、現在日本において同性パートナーシップ制度を実行している自治体はまだまだ少ない。同性婚法制化をいきなり目指すということも考えられるだろうが、日本の現状を考えると各自治体でそれぞれにあった制度を導入していくほうが効果は出やすいと考える。また、アメリカでも、いきなり全米で合法化したのではなく州ごとに同性婚を認めその数を増やしていき最終的に全米で合法化した。また、2000年に世界で初めて同性婚の法律が成立したオランダでも、いくつかの地方自治体が先行して法的拘束力のない結婚証明書を発行したことで、国民が同性カップルも異性カップルと同じ権利を持って当然だという考え方になじむようになり、法制化への追い風となった(杉山 2016:150)。これらの諸外国の実例にならってもまずは各自治体が制度を導入していくほうがよいといえる。そして、制度を導入する各自治体数を増やすとともに、そのたびに制度の見直しを図る必要はある。1章で述べたように、同性パートナーシップに関する制度が日本ではじまったことは非常に大きな一歩であるが、まだまだ課題は多い。同性婚の法制化を目指しつつも、制度の内容も当事者に寄り添うようにさらに充実させ、きちんと土台を作るべきではないだろうか。

そして、それにともない日本の家族・結婚制度も見直す必要がある。2章で述べたように、現代日本において家族や結婚のあり方は大きく変化してきている。それにもかかわらず制度はほとんど変化していない。家族・結婚制度も見直すことで、さまざまな生き方が認められやすい社会へと近づき、そうすることでよりセクシャルマイノリティが生きやすい社旗へと繋がるのではないだろうか。

現在日本では、2014年に設立された同性婚法制化を目指すNPO法人「EMA 日本」が、東京オリンピックが開催される2020年までに法律を成立させることを目標に国会議員に働きかけている（杉山 2016:148）。このように、同性婚法制化を目指し動いている人は多くいる。3章で述べたように、アメリカでは成立までに多くの訴訟が行われてきた。法制化に至るまでにさまざまな背景があるが、当事者や彼らを支援する人々が働きかけることで当事者が可視化され、世論も変わったことはとても大きな要因である。日本においても、今後当事者が可視化されるよう働き続け、世論を変化させていくことが必要である。

おわりに

以上、本論文では日本の同性婚が今後どのようにあるべきかを日本の同性パートナーシップ制度や家族・結婚制度の現状を整理したり、アメリカと比較したりすることで論じてきた。近年の日本ではセクシャルマイノリティが取り上げられるようになったり制度が新たに導入されたりと進歩しているものの、諸外国と比べるとおおいに遅れていることが改めてわかった。このような日本において同性婚がいちはやく法制化されればよいと考えたが、法制化がすべてのゴールではないと感じた。たとえば、養子縁組が異性愛の法律婚のカップルにしか認められていない日本において、同性カップルが子供を持つためにはどうすればよいのかも考える必要がある。また、本論文では同性婚を法制化することを一つの目的としたが、学んでいくうちに同性婚に反対している同性愛者もいることがわかった。これらは、セクシャルマイノリティということだけではなく異性愛者も含め、日本社会における家族・結婚のあり方を根本から見直す必要があると感じた。また今回アメリカと比較したが、歴史や世論、制度が根本的に違うところが多く、参考になる点がそう多くなかった。ほかの海外とも比較し考察することを今後の課題としたい。

さらに、今回は同性婚に焦点を置いたがセクシャルマイノリティは同性愛者だけではない。彼らを含めすべてのセクシャルマイノリティが生きやすい社会になるにはどうすればよいのか、今回論じた「同性婚」をふまえて今後も考え続けていきたい。

参考文献・引用文献

- 東小雪、増原裕子、2016、『同性婚のリアル』ポプラ社
井上眞理子、2010、『家族社会学を学ぶ人のために』世界思想社
今井多恵子、2015、『事実婚・内縁 同性婚 2人のお金と法律 ～法律・税金・社会保険からライフプランまで～』国宝社
エスムラルダ、KIRA、2015、『同性パートナーシップ証明、はじまりました。』ポット出版

- 遠藤みち, 2016, 『両性の平等をめぐる家族法・税・社会保障：戦後 70 年の軌跡をふまえて』 日本評論社
- 大阪府大阪市『大阪市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱』
www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000439938.html
(2018.11.17)
- 沖縄県那覇市, 2018, 『那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱』
www.city.naha.okinawa.jp/cms/kakuka/heiwadanjyo/center/rainbow/partnershiyoukou.pdf
(2018.11.17)
- 厚生労働省, 2017, 『平成 29 年（2017）人口動態統計の年間推計』
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai17/dl/2017toukeihyou.pdf>
(2018.10.11)
- 厚生労働省, 2017, 『平成 29 年（2017）人口動態統計月報年計（概数）の概況』
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai17/dl/kekka.pdf>
(2018.10.11)
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2015, 『現代日本の結婚と出産：第 15 回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書』
www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_reportALL.pdf
(2018.10.11)
- 渋谷区, 2017, 『渋谷区パートナーシップ証明実態調査報告書』
https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/com/partnership_hokoku29b.pdf
(2018.10.11)
- 杉浦郁子・野宮亜紀・大江千束, 2016, 『パートナーシップ・生活と制度』 緑風出版
- 杉山麻里子, 2016, 『ルポ 同性カップルの子供たち—アメリカ「ゲイビープーム」を追う』 岩波書店
- 世田谷区, 2018, 『同性パートナーシップ宣誓について』
www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/167/1871/d00142701.html
(2018.11.7)
- 棚村政行・中川重徳編, 2016, 『同性パートナーシップ制度 世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望』 日本加除出版
- 同性婚人権救済弁護団, 2016, 『同性婚 だれもが自由に結婚する権利』 明石書店
- 中野区, 2018, 『中野区パートナーシップ宣誓・宣誓書等受領証交付を実施します。』
www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/101500/d026072.html
(2018.11.17)
- 兵庫県宝塚市, 2018, 『宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱について』
www.city.takarazuka.hyogo.jp/kyoiku/jinken/1021192/1022571.html
(2018.11.17)
- 福岡県福岡市, 2018, 『福岡市パートナーシップ宣誓制度の手引き』
www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/62792/1/pss_toriatsukai.pdf
(2018.11.17)
- 北海道札幌市『札幌市パートナーシップ宣誓制度』
www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/lgbt/seido.html

(2018.11.17)

三重県伊賀市, 2018, 『伊賀市パートナーシップ宣誓制度について』

www.city.iga.lg.jp/0000001114.html

(2018.11.17)

GALLUP, 2017, 『In U.S., 10.2% of LGBT Adults Now Married to Same-Sex Spouse』

<https://news.gallup.com/poll/212702/lgbt-adults-married-sex-spouse.aspx>

(2018.12.5)